

鳥取県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域